

医療従事者の負担の軽減及び処遇改善の取り組み

当院では、厚生労働省の通知に基づき、医師、看護師等の医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みをおこなっています。

◆医師の負担軽減及び処遇改善

- ・ 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減
- ・ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務訂正の実施
- ・ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- ・ 複数主治医制、交換勤務制の推進
- ・ 看護師による静脈採血等の実施を推進
- ・ 特定行為研修修了看護師の活用
- ・ 育児、介護休業による短時間正規雇用医師の活用

◆看護師の負担軽減及び処遇改善

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・ 多様な勤務形態の導入
（非常勤職員の勤務時間・夜勤専従者・柔軟な勤務時間・副業）
- ・ 妊娠/子育て中・介護休の職員に対する配慮
（夜勤免除・時短勤務・配置転換）
- ・ 看護補助者の配置（夜間を含む）による看護職員の負担軽減
- ・ 外国人特定技能者の看護補助者として配置（年/4人受け入れ態勢）
- ・ その他の医療従事者間における業務分担
薬剤師・リハビリ科（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）
臨床検査技師・臨床工学士・診療放射線技師・管理栄養士
- ・ スマートベットシステムの導入

◆その他の医療従事者の負担軽減及び処遇改善

- ・ 多様な職種及び勤務形態（パート職員）の採用
- ・ 多職種との業務分担
- ・ 多職種からなる委員会にて課題解決の取り組み
- ・ 時差勤務等の導入による柔軟な労働環境の整備
- ・ 妊娠、子育て中、介護中の職員に対する配慮（夜勤減免、時短、配置転換等）
- ・ 半日、1時間単位年次有給休暇の取得

2025年4月1日【負担軽減関係】